

兵庫県公報

平成23年7月29日 金曜日 第2307号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 香美町の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 換地処分に伴う多可町の区域内における字の区域変更（同）	1
○ 平成23年度第2回危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	4
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定解除（同）	5
○ 保安林の指定の予定通知（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	9
○ 特約業者の指定の取消し（同）	9
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	9
○ 産業集積促進地区の指定（産業政策課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	12
○ 落札者等の公示（県立大学）	13
病院局公告	
○ 入札公告（県立柏原病院）	13
○ 随意契約の相手方等の公示（県立がんセンター）	18
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	19
市町村職員共済組合公告	
○ 平成22年度決算の要旨	20

告 示

兵庫県告示第808号

香美町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、香美町長から届出があった。

平成23年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後
大 字	地 番	大 字

實山	1の2から1の4まで	野間谷
上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である国有地及び公有地の一部は、変更後の区域に編入する。		

備考 地番は、平成23年4月11日現在の地番である。



兵庫県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、多可町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、多可町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
中区中安田	村 内	550の3 551の3	中区中安田	寺 口
	寺 口	716の3 718の3	中区中安田	村 内

備考 地番は、平成23年5月12日現在の地番である。



兵庫県告示第810号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成23年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成23年10月23日（日）

甲種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時30分まで
乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時まで
乙種第4類危険物取扱者試験	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
丙種危険物取扱者試験	午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目

兵庫県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

九名井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 正 司	伊丹市岩屋1丁目4番52号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 正 之	伊丹市岩屋1丁目5番5号



兵庫県告示第812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地 区 名
佐用町	仁方地区



兵庫県告示第813号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
香住区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	平成23年 7月 8日
	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同
柴山区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同
	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同
浜坂町区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって浜坂の区域の者が専業として行う漁業	同
	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって諸寄の区域の者が専業として行う漁業	同



兵庫県告示第814号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
西宮市山口町下山口字丸山1585の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第815号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐用郡佐用町光都一丁目330の18 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第816号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町大河内字親谷28の7から28の11まで、29の1から29の7まで、30の1から30の3まで、31、31の1から31の8まで、31の10から31の17まで、字向ヶ谷237の1、238、238の1、239から244まで、244の1、245から253まで、254の3
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字親谷28の7・31の14から31の16まで (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字向ヶ谷237の1・240・250・251・254の3 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、238、239、244、244の1、252、253

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第817号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字小出来原3652の3、3652の53
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第818号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字白菅3559の73
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第819号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字白菅3559の72、3559の75、3559の78、3559の80
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第820号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区板仕野字トロ川546の2
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区口大谷字上へ山1425、1425の1、1455、1457（次の図に示す部分に限る）、1457の1、1458の1、1458の2、1458の5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第822号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町中山字アヤシ谷156の1、156の3から156の7まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第823号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町西谷字瀧ノ谷118の13、118の17、118の18
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第824号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影、写真地図データ作成及び共用空間データ作成）
- 2 作業期間
平成23年 7月13日から平成24年 9月30日まで
- 3 作業地域
豊岡市全域

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
20 リットル 券	船舶	H25 2891720 ～ H25 2891721	平成23年 8月31日	2	豊岡市京町8-30 全但石油株式会社豊岡給油所	但馬 県民局	平成23年 3月25日



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社イーアンドイー	神戸市灘区篠原中町2-2-12	平成23年 6月27日



本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 本人確認情報の提供

提供先	事 務	提供年月	提供件数
洲本市長	地方税法（昭和25年法律第226号）による市町の条例で定める個人の市町民税（これと併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。以下同じ。）、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税若しくは国民健康保険税の賦課又は市町民税その他の市町税の徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金	平成22年 7月	14

	及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務		
兵庫県教育委員会	市町村立学校職員退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和37年兵庫県条例第3号)による市町村立学校の職員の退職年金の給付に関する事務	平成22年9月	9
		同 年11月	9
		平成23年3月	9
兵庫県選挙管理委員会	公職選挙法(昭和25年法律第100号)による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条第1項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務	平成23年3月	37

2 本人確認情報の利用

事 務	利用年月	利用件数
農薬取締法(昭和23年法律第82号)による同法第8条第1項又は第2項の届出に関する事務	平成22年9月	1
	平成23年4月	1
土地改良法(昭和24年法律第195号)による同法第18条第16項(同法第68条第2項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務	平成22年7月	56
	同 年11月	9
	同 年12月	50
	平成23年3月	19
	同 年4月	45
	同 年5月	12
	同 年6月	22
採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務	平成22年9月	1
兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)による個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税若しくは自動車税の賦課又は県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税若しくは軽油引取税の徴収(延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務	平成22年7月	2,156
	同 年8月	2,083
	同 年9月	1,773
	同 年10月	1,282
	同 年11月	907
	同 年12月	68,448
	平成23年1月	4,866
	同 年2月	2,529
	同 年3月	2,130
	同 年4月	1,289
	同 年5月	15,007
同 年6月	1,927	
恩給条例(昭和36年兵庫県条例第40号)による恩給の支給に関する事務	平成22年8月	3
	同 年9月	30
	同 年11月	34
	同 年12月	27
	平成23年3月	27
	同 年5月	7
	同 年6月	30
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号)による年金の支給に関する事務	平成22年9月	1,890
	同 年10月	5

	同 年12月	22
	平成23年 1月	19
	同 年 3月	9
	同 年 4月	2
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の届出に関する事務	平成22年 8月	1
	同 年 9月	1
	同 年11月	19
	同 年12月	8
	平成23年 1月	9
土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	平成22年 7月	45
	同 年 8月	60
	同 年10月	33
	同 年11月	28
	同 年12月	28
	平成23年 1月	88
	同 年 2月	11
	同 年 3月	46
	同 年 4月	79
	同 年 5月	69
	同 年 6月	75
結核、肝炎その他の生命及び健康に重大な影響を与える疾病について治療、経過観察その他の措置を必要とする者で所在不明のものに対する当該措置に係る必要な情報の提供に関する事務	平成23年 3月	2

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



産業集積促進地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長
尼崎市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
尼崎フェニックス産業集積促進地区
尼崎市船出12から21まで 約16ヘクタール
- (4) 指定日
平成23年7月29日
- 2 (1) 拠点地区の種別
産業集積促進地区
- (2) 指定の申出をした市町長
三田市長
- (3) 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
北摂三田第二テクノパーク産業集積促進地区

三田市上内神、下相野の一部 約97.1ヘクタール

(4) 指定日

平成23年7月29日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 篠山市後川下字ヒトボシ山15番8の一部、15番12の一部、15番13の一部、15番14の一部、15番15、15番16の一部、15番17
 同 市後川下字前田ノ坪549番の一部、553番1の一部、553番2、553番3、556番の一部、556番1、556番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 大阪府豊能郡能勢町野間大原595番地
 特定非営利活動法人アニマルレフュージ関西 理事長 オリバーエリザベスアン
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成23年 1月17日
 兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1－5号（22篠山）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年 7月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ららぽーと甲子園
 所在地 西宮市甲子園八番町1－100
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 三井不動産株式会社
 代表者の氏名 菰 田 正 信
 住所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- 3 変更事項
 - (i) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前			
名称	代表者の氏名	住所	
株式会社イトーヨーカ堂	亀 井 淳	東京都千代田区二番町8－8	
株式会社バルス	高 島 郁 夫	東京都渋谷区神宮前5－53－67	
株式会社ムラサキスポーツ	金 山 良 雄	東京都台東区上野4－7－2	
外125者			
イ 変更後			
名称	代表者の氏名	住所	
株式会社イトーヨーカ堂	亀 井 淳	東京都千代田区二番町8－8	
株式会社ユニクロ	柳 井 正	山口市佐山717－1	

(3) 工事概要

工種 電気工事
受変電設備の更新

(4) 施工期間

着工の日から平成23年11月30日（水）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成23年9月上旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県阪神北県民局管内、北播磨県民局管内、但馬県民局管内又は丹波県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成23年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてBの等級に格付されていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 小野設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を入札参加申込期限日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法の規定による電気工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任の技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任

技術者が必要とならない工事を除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成23年7月29日（金）から同年9月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒669-3395 丹波市柏原町柏原5208-1

県立柏原病院総務部経理課

電話（0795）72-0524

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成23年7月29日（金）から同年8月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成23年7月29日（金）から同年8月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成23年8月1日（月）から同月23日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成23年8月26日（金）から同年9月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成23年9月2日（金）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

丹波市柏原町柏原5208-1

県立柏原病院 2階講義室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛での委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことが

あり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記 8 (1) の日時に、上記 8 (2) の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(8) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記 4 (2) の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記 (2) の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立柏原病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立柏原病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

~~~~~

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年 7月29日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 西 村 隆一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
県立がんセンター総合医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年 7月 1 日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町 1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル
- 5 随意契約に係る契約金額  
933,999,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(j)による。

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第389号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年 7月29日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成23年11月 5 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の 2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成23年 8 月 5 日（金）から同年10月21日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後 5 時30分まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通

(イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

### 市町村職員共済組合公告

#### 兵庫県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定により、平成22年度決算の要旨を公告する。

平成23年 7月29日

兵庫県市町村職員共済組合  
理事長 樽 本 庄 一

損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分           | 短期         | 長期         | 預託金管理      | 業務      | 保健      | ゆめ春来     | ひょうご<br>共済会館 | 貯金        | 貸付        |         |
|-------------------|------------|------------|------------|---------|---------|----------|--------------|-----------|-----------|---------|
| 収入                | 負担金        | 11,103,915 | 36,192,976 |         | 374,809 | 427,056  |              |           |           |         |
|                   | 掛金         | 11,222,908 | 18,334,273 |         |         | 416,600  |              |           |           |         |
|                   | 施設収入及び商品売上 |            |            |         |         |          | 159,455      | 109,675   |           |         |
|                   | 利息及び配当金    | 3,507      |            | 589,449 | 7,376   | 7,244    | 2,000        | 1,400     | 1,643,001 |         |
|                   | その他収入      | 1,433,309  |            |         | 146,358 | 11,088   | 26,100       | 1,130     | 67,793    | 554,042 |
|                   | 他経理からの繰入金  |            |            |         | 69,289  |          | 132,623      | 12,026    |           |         |
|                   | 前年度支払準備金   | 1,803,055  |            |         |         |          |              |           |           |         |
|                   | 計          | 25,566,694 | 54,527,249 | 589,449 | 597,832 | 861,988  | 320,178      | 124,231   | 1,710,794 | 554,042 |
| 支出                | 給付金        | 11,875,650 |            |         |         |          |              |           |           |         |
|                   | 役職員給与      |            |            |         | 182,074 | 23,492   |              |           | 31,801    | 15,852  |
|                   | 旅費及び事務費    |            |            |         | 26,530  | 7,918    | 1,834        | 979       | 2,200     | 1,926   |
|                   | 商品仕入       |            |            |         |         |          | 5,664        | 359       |           |         |
|                   | 飲食材料費      |            |            |         |         |          | 32,518       | 11,574    |           |         |
|                   | 委託費        |            |            |         | 18,532  | 5,295    | 111,072      | 79,742    |           |         |
|                   | 支払利息       |            |            | 589,449 |         |          |              |           | 1,126,925 | 388,462 |
|                   | 連合会払込金     | 316,593    |            |         |         |          |              |           |           | 30,581  |
|                   | 前期高齢者納付金   | 5,554,518  |            |         |         |          |              |           |           |         |
|                   | 後期高齢者支援金   | 3,579,872  |            |         |         |          |              |           |           |         |
|                   | 病床転換支援金    |            |            |         |         |          |              |           |           |         |
|                   | 老人保健拠出金    | 13,779     |            |         |         |          |              |           |           |         |
|                   | 退職者給付拠出金   | 642,638    |            |         |         |          |              |           |           |         |
|                   | 他経理への繰入金   | 69,289     |            |         |         | 144,649  |              |           |           |         |
|                   | その他支出      | 2,859,916  | 54,527,249 |         | 235,567 | 766,943  | 286,660      | 72,500    | 11,201    | 70,563  |
|                   | 次年度支払準備金   | 1,790,509  |            |         |         |          |              |           |           |         |
| 計                 | 26,702,764 | 54,527,249 | 589,449    | 462,703 | 948,297 | 437,748  | 165,154      | 1,172,127 | 507,384   |         |
| 差引当期利益金又は当期損失金(△) | △1,136,070 | 0          | 0          | 135,129 | △86,309 | △117,570 | △40,923      | 538,667   | 46,658    |         |

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分 | 短期        | 長期        | 預託金管理      | 業務         | 保健        | ゆめ春来      | ひょうご<br>共済会館 | 貯金          | 貸付          |            |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------|------------|
| 資産      | 流動資産      | 2,793,905 | 2,932,486  | 865,734    | 1,383,918 | 3,981,432 | 617,586      | 451,519     | 3,613,546   | 1,224,822  |
|         | 固定資産      |           |            | 28,743,721 | 17,470    | 116,198   | 1,633,099    | 1,264,681   | 103,452,444 | 17,728,985 |
|         | 繰延資産      |           |            |            |           |           |              |             |             |            |
| 資産合計    | 2,793,905 | 2,932,486 | 29,609,455 | 1,401,388  | 4,097,630 | 2,250,685 | 1,716,200    | 107,065,990 | 18,953,807  |            |
| 負債      | 流動負債      | 183,789   | 2,932,486  |            | 15,866    | 58,119    | 8,446        | 9,602       | 95,915,852  | 2,535      |
|         | 固定負債      | 1,790,509 |            | 29,609,455 | 248,253   | 60,348    |              |             | 80,945      | 16,339,996 |
|         | 負債合計      | 1,974,298 | 2,932,486  | 29,609,455 | 264,119   | 118,467   | 8,446        | 9,602       | 95,996,797  | 16,342,531 |
| 資本      | 資本剰余金     |           |            |            |           | 122,268   | 2,134,506    | 1,449,366   |             |            |
|         | 積立金       |           |            |            |           |           |              |             |             |            |
|         | 利益剰余金     | 819,607   |            |            | 1,137,269 | 3,856,895 | 107,733      | 257,232     | 11,069,193  | 2,611,276  |
|         | 資本合計      | 819,607   | 0          | 0          | 1,137,269 | 3,979,163 | 2,242,239    | 1,706,598   | 11,069,193  | 2,611,276  |
| 負債・資本合計 | 2,793,905 | 2,932,486 | 29,609,455 | 1,401,388  | 4,097,630 | 2,250,685 | 1,716,200    | 107,065,990 | 18,953,807  |            |